

## 神奈川県における放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導要綱

### (趣 旨)

第1 この要綱は、「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について（23消安第2561号平成23年8月5日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（以下「農産安全管理課長通知」という。）により、腐葉土・剪定枝堆肥（自給用を除く）の生産・出荷を行う場合の手続き等について定める。

### (対象とする肥料)

第2 肥料の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の「特殊肥料」のうちの「堆肥」に属する剪定枝・落ち葉が主な原材料（配合比50%以上）の肥料（以下「対象肥料」という。）とする。

### (対象事業者)

第3 本要綱で対象とする事業者は、法第2条第4項に規定する生産業者のうち、対象肥料を生産・出荷する生産業者（以下「生産業者」という。）とする。

### (生産の報告)

第4 生産業者は、原料の落ち葉・剪定枝を収集し、堆積する際には、「腐葉土・剪定枝堆肥生産のための放射性セシウム管理指針」（農産安全管理課長通知別紙2。以下「生産指針」という。）に従うとともに、腐葉土・剪定枝堆肥生産管理チェックシート（農産安全管理課長通知別紙様式。以下「チェックシート」という。）の「1. 原料の収集」及び「2. 原料の堆積」に必要事項を記入の上、農業振興課に提出する。

なお、農業振興課は、必要に応じて、収集した原料の落ち葉・剪定枝堆肥の放射性セシウム濃度を測定し、分析結果を農業振興課に報告するよう生産業者に要請することができる。

### (検査結果の報告)

第5 生産業者は、堆積した原料により堆肥を生産する際には、生産指針に従って定期的に切り返しを行うとともに、農産安全管理課長通知IVに従い対象肥料（ロットごと）の放射性セシウム濃度を測定し、第4で提出したチェックシートの「3. 原料の堆肥化、製品の生産」、「4-1. 製品の分析」及び「4-2. 必要書類の添付」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、農業振興課に提出する。

(報告内容の確認結果通知)

第6 農業振興課は、第5により提出されたチェックシートの内容や対象肥料（ロットごと）の検査結果報告の内容等について適切であり、出荷に際して問題ないかを確認し、その結果を生産業者に通知する。

(手続き省略の通知)

第7 農業振興課は、次の(1)又は(2)に該当する場合、生産業者に対し、同様の原料収集場所及び生産方法により生産した製品の第4～第6の手続きを省略することができる旨を通知することができる。

(1) 生産業者が、第4～第6の手続きによる確認を少なくとも3年間継続した結果、製品の放射性セシウム濃度の分析結果が暫定許容値(400Bq/kg)以下で低下傾向にあり、著しい増減がなく、さらに原料収集場所や生産方法を変更していないことを確認した場合

(2) 事故後にやむを得ない事情により3年以上の生産実績がある生産業者であって、安全性確認開始後の製品の放射性セシウムの濃度分析結果が低下傾向にあり、著しい増減がなく、さらに原料収集場所や生産方法を変更していないことを確認した場合

(県による立入検査)

第8 農業振興課は、報告のあった内容を確認するため、必要に応じて、法第30条に規定する立入検査を実施する。

(国への提出)

第9 農業振興課は、第5により提出されたチェックシート及び分析結果について、その写しを農林水産省消費・安全局農産安全管理課に提出する。

附 則

この要綱は、平成23年12月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から適用する。